

令和 7 年度鉾田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者など、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、予算の範囲内において、鉾田市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鉾田市補助金等交付規則(平成 17 年鉾田市規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第 2 条 補助金の対象となる事業、要件及び費用は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦であること。

イ 令和 6 年度に結婚新生活支援事業(令和 6 年度地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けて実施したものに限る。)による補助を受給した世帯で、その受給額が、当該補助を給付した 1 世帯当たりの補助上限額に達しなかったものであること。この場合、令和 6 年度地域少子化対策重点推進交付金要件を準用することとする。

(2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている世帯であること。

(3) 所得証明書をもとに、第 6 条に定める交付申請のあった日(以下「申請日」という。)の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の就学や生活の為に貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(4) 対象となる住宅が鉾田市内にあること。

(5) 購入した住宅または賃借する住宅の契約名義が、夫婦いずれか一方の名義であり、かつ、現にその住所を居住の本拠地として夫婦ともに同一世帯として入居していること。

(6) 婚姻の届出を受理された時点で、夫婦ともに 40 歳未満であること。

(7) 他の公的制度(本市の助成制度を除く。)による家賃補助等を受けていないこと。

(8) 夫婦のいずれもが市税及び税外収入金を滞納していないこと。

(9) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃貸費用及び引越し費用を合わせた額とし、次の号に掲げる額を上限とする。ただし、補助金の額に 1,000

円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 60万円 婚姻日現在において、夫婦共に29歳以下の場合

(2) 30万円 前号に該当しないとき

2 前項の規定のほか、第3条第1号イに該当する世帯は、令和6年度の1世帯当たりの補助上限額から令和6年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする第3条第1号アに該当する者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書若しくは夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

(2) 夫婦の住民票

(3) 夫婦の所得証明書

(4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金の返済を行っている場合)

(5) 住宅の売買契約書の写し(住宅取得費用の場合)

(6) 住宅の賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し(住宅賃貸費用の場合)

(7) 住宅の工事請負契約書の写し(住宅リフォーム費用の場合)

(8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃貸費用の場合)

(9) 対象費用の支払いが分かる書類

(10) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする第3条第1号イに該当する者(以下「申請者」という。)は、補助金追加交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 令和6年度鉾田市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 前項第1号又は第2号、第5号から第10号までに掲げる書類

3 前項の規定による交付申請は、令和7年6月2日から令和8年3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第5号)に、第6条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助決定者は、第7条又は前条第2項の通知書を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効の日以前に第6条第1項の規定により交付決定を受けた者については、前項の規定にかかわらず失効後も、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

対象事業	対象要件及び費用
住宅取得費用	・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・契約書により当該住宅の名義が夫婦の双方又は一方であることが確認できること。 ・婚姻前に取得した住宅である場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としての取得に係る費用であること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)土地購入代 (2)住宅ローン手数料等 (3)解体撤去費用
住宅賃借費用	・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・賃貸借契約書により当該賃貸借契約書に係る賃借者の名義が夫婦の双方又は一方であることが確認できること。 ・婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用であること。 ・婚姻前に夫婦の一方が賃借している住宅にもう一方が入居する場合、婚姻を機にした同居開始後に生じた費用であること。 ・婚姻前に夫婦の双方又は一方が賃借し同居している場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としての賃借に係る費用であること。 ・住宅を賃借した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)勤務先から住宅手当が支給されている場合の住宅手当分 (2)地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分
引越し費用	・婚姻に伴う引越しに係る経費で、引越し業者又は運送業者への支払い、その他の引越しに係る実費。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)自らが引越しを行う為に使用する自動車の賃借料や燃料代等 (2)引越しに協力してくれた者への報償等 (3)引越しに伴う発生する不用品の処分費
リフォーム費用	・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・当該工事の契約者が夫婦の双方又は一方であること。 ・婚姻を機とした住宅のリフォームに要した費用であること。 ・婚姻日より前に実施したリフォームである場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。 ・住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。

	(1)倉庫，車庫に係る工事費用 (2)門，フェンス，植栽等の外構に係る工事費用 (3)エアコン，洗濯機等の家電購入・設置に係る費用
--	---

様式第 1 号(第 6 条関係)

銚田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

銚田市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 新居に住民票をおいた日		(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
3 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合は その金額を控除後		(夫) 円 (妻) 円(合計)	円
4 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月 から 年 月 まで	月分
5 事業費内訳 ※補助金交付申請 する項目に記入 ※支払済の経費に 限る	住宅費(購入)・住宅の リフォーム 費用	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書等記載額(A)	円
	住宅費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	(家賃 月額 円 － 住宅手当月額 円) × カ月 ＝ 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他	円
		小計(B)	円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
費用(C)		円	
合計(D) (A + B + C)		円	
6 補助金申請額 ※		円	

※補助金申請額は、合計(D)と 30 万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合
は 60 万円)を比較し、低い額を記入(1,000 円未満の端数は切り捨てとする。)

7 同意及び確認 ※該当する項目にはレ点，該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は，市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において，市が戸籍(婚姻届を含む)，住民票，市税及び税外収入金の納付状況，所得その他家賃補助に係る事項について調査及び銚田市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は，他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は，過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は，市税及び税外収入金の未納はありません。 ☐ 私は，勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 ㊞
	配偶者	☐ 私は，市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において，市が戸籍(婚姻届を含む)，住民票，市税及び税外収入金の納付状況，所得その他家賃補助に係る事項について調査及び銚田市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は，他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は，過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は，市税及び税外収入金の未納はありません。 ☐ 私は，勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員ではありません。 配偶者氏名 ㊞
8 添付書類 ※添付する書類にはレ点，添付しない書類には×を記入		☐ 婚姻届受理証明書若しくは夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 ☐ 夫婦の住民票 ☐ 夫婦の所得証明書(令和6年分) ☐ 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ☐ 【住宅取得の場合】売買契約書の写し ☐ 【リフォームの場合】工事請負契約書の写し又は請書の写し ☐ 【住宅賃貸の場合】賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し ☐ 【住宅費支給の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分) ☐ 【引越しの場合】引越し費用に係る領収書の写し ☐ その他()

住宅手当支給証明書

年 月 日

銚田市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
代表者名
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月から 住宅手当月額 金 円
※変更があった場合
年 月から変更 住宅手当月額 金 円 〕

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第 3 号(第 6 条関係)

銚田市結婚新生活支援事業補助金追加交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

銚田市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	前年度補助金交付決定年月日	年 月 日		
2	前年度補助金交付済額(A)	円		
3	補助期間 ※今回補助を申請する期間	年 年 月から 月まで	月分	
4	事業費内訳 ※補助金交付申請 する項目に記入 ※支払済の経費に 限る	住宅費(購入)・ 住宅のリフォー ム費用	契約締結年月日	年 月 日
			契約金額	円
			領収書等記載額(B)	円
	住宅費 (賃貸)		契約締結年月日	年 月 日
		家賃	(家賃 月額 円 －住宅手当月額 円) × 月 ＝ 円	
			敷金	円
		礼金	円	
		共益費	円	
		仲介手数料	円	
		その他	円	
		小計(C)	円	
	引越し	引越しを行った日	年 月 日	
		費用(D)	円	
合計(E) (B + C + D)	円			
5	令和 7 年度補助金上限額(F) ※補助上限額から(A)を減じた額	円		
6	補助金申請額 ※(E)又は(F)のいずれか低い額を記入 (1,000 円未満の端数は切り捨てとする。)	円		

7 同意及び確認 ※該当する項目にはレ点, 該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が戸籍(婚姻届を含む)、住民票、市税及び税外収入金の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査及び銚田市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、市税及び税外収入金の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 ㊞
	配偶者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が戸籍(婚姻届を含む)、住民票、市税及び税外収入金の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査及び銚田市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、市税及び税外収入金の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員ではありません。 配偶者氏名 ㊞
8 添付書類 ※添付する書類にはレ点, 添付しない書類には×を記入		☐ 銚田市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写し ☐ 夫婦の住民票 ☐ 【住宅取得の場合】売買契約書の写し ☐ 【リフォームの場合】工事請負契約書の写し又は請書の写し ☐ 【住宅賃貸の場合】賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し ☐ 【住宅費支給の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分) ☐ 【引越しの場合】引越し費用に係る領収書の写し ☐ その他()

様式第 4 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市結婚新生活支援事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった銚田市結婚新生活支援事業補助金について、
令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記の
とおり決定(却下)したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

様式第 5 号(第 8 条関係)

銚田市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた銚田市結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容				
事業費内訳の変更	住宅費(購入)・住宅のリフォーム費用	契約締結年月日		年 月 日
		契約金額		円
		領収書等記載額(A)		円
		契約締結年月日		年 月 日
			家賃	(家賃 月額 円 － 住宅手当月額 円) × カ月 ＝ 円
			敷金	円
			礼金	円
			共益費	円
			仲介手数料	円
			その他	円
			小計(B)	
	引越し	引越しを行った日		年 月 日
		費用(C)		円
合計(D) (A + B + C)		円		
補助金申請額の変更※		円		

※合計(D)と 30 万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は 60 万円)を比較し、低い額を記入(1,000 円未満の端数は切り捨てとする。)

その他の 変更	
2 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付 ※添付する書類にはレ点, 添付しない書類には×を記入	☐ 婚姻届受理証明書若しくは夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 ☐ 夫婦の住民票 ☐ 夫婦の所得証明書(令和6年分) ☐ 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ☐ 【住宅取得の場合】売買契約書の写し ☐ 【リフォームの場合】工事請負契約書の写し又は請書の写し ☐ 【住宅賃貸の場合】賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し ☐ 【住宅費賃貸の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分) ☐ 【引越しの場合】引越し費用に係る領収書の写し ☐ その他()

様式第 6 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

鉾田市長

鉾田市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鉾田市結婚新生活支援事業補助金について、令和 7 年度鉾田市結婚支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

様式第 7 号(第 9 条関係)

銚田市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

銚田市長 様

住 所
氏 名
電話番号



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった銚田市結婚新生活支援事業補助金について、令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

【補助金請求対象期間】
(年 月から 年 月までの 月分)

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した銚田市結婚新生活支援事業補助金については、次の理由により交付決定の全部(一部)を取り消したので、令和 7 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

交付予定額				円
交付取消額				円
取消しの内容	☐ 交付決定額の全部			
	☐ 交付決定額の一部			
	一部取消額の内訳			円
				円
			円	
理由				

様式第 9 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

鉾田市長

印

鉾田市結婚新生活支援事業補助金全部(一部)返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部又は一部取消しの通知を行った鉾田市結婚新生活支援事業補助金について、令和 7 年度鉾田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり補助金の全部(一部)返還を請求します。

返還請求金額	円
--------	---

交付額	円
交付取消額	円
補助金交付年月日	年 月 日
返還の期限	年 月 日まで